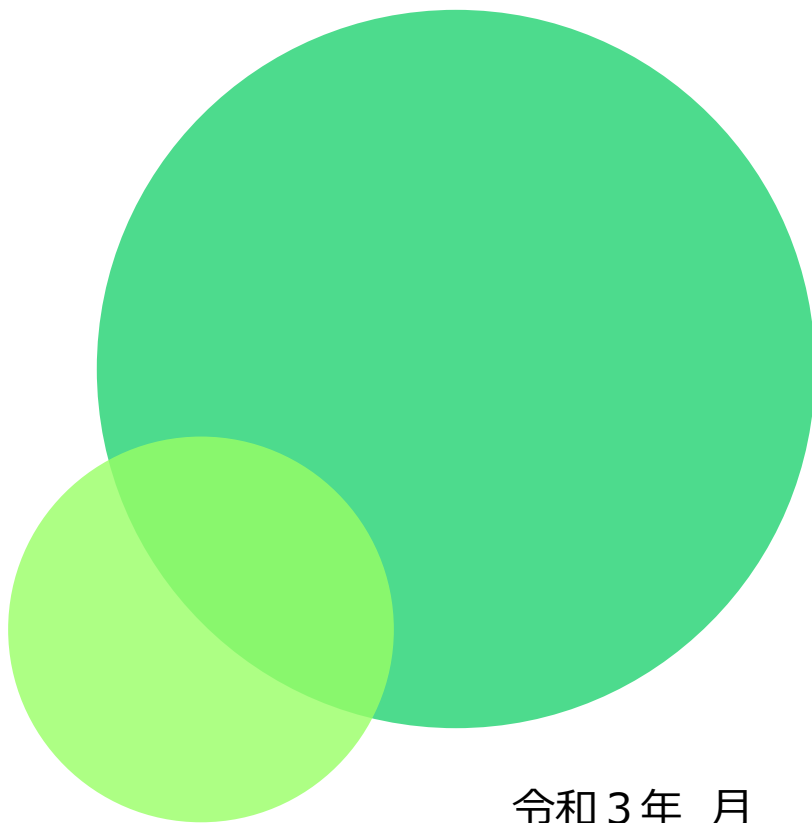


伊勢崎市 I C T 推進基本方針（案）



令和3年 月

伊勢崎市

目次

第 1 策定の背景	3
1. ICT を取り巻く環境	3
(1) Society 5.0 における ICT の役割	3
(2) インターネットと大容量データ通信	3
(3) セキュリティ対策の必要性	4
2. 国の動向	4
(1) 国の ICT 政策の変遷	4
(2) 官民データ活用推進基本法の施行	5
(3) 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画の策定	5
(4) デジタル手続法の施行	5
(5) デジタル社会の実現	6
第 2 策定の目的	7
第 3 方針の位置づけ	7
第 4 基本方針	8
第 5 取り組みの方向性	9
方針 1 行政内部の ICT 推進	9
(1) 新たな ICT を活用した行政効率化の推進	9
(2) 保有情報のオープンデータ化の推進	9
(3) クラウドの利活用と業務・システムの最適化	9
(4) 柔軟で新しい働き方の推進	10
方針 2 市民と市役所の接点の ICT 推進	10
(1) 行政手続のオンライン化	10
(2) マイナンバーカードの更なる活用	10
(3) 納付機会の拡大	11

方針 3 ICTの活用における信頼性の確保	11
(1) 情報セキュリティの対策	11
(2) 情報セキュリティ監査の実施.....	11
(3) ICT人材の育成	11
第 6 推進体制	12
用語解説	13

第1 策定の背景

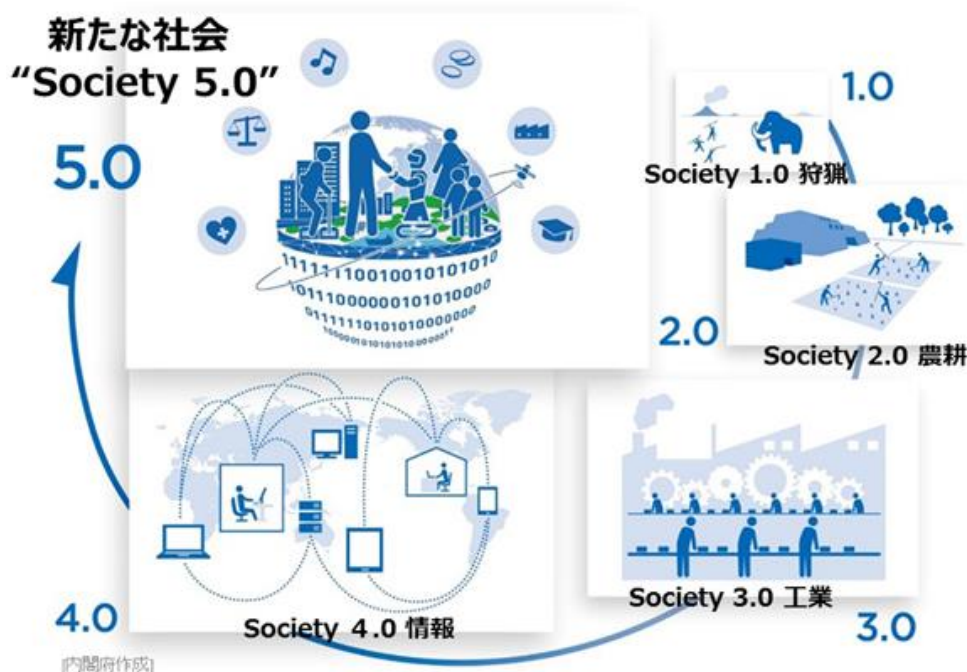
1. ICTを取り巻く環境

(1) Society 5.0におけるICTの役割

国の中長期的な成長の実現をめざす「未来投資戦略2017-Society 5.0の実現に向けた改革」では、IoT、ビッグデータ、AI、ロボット等の先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要だけ提供することで、人々が豊かな暮らしを享受できる新しい社会の姿として、「Society 5.0」を示し、実現に向けた取り組みを進めています。

「Society 5.0」とは、Society 1.0（狩猟社会）、Society 2.0（農耕社会）、Society 3.0（工業社会）、Society 4.0（情報社会）に続く、新たな社会を指すものであり、これまでの社会では、知識や情報が十分に共有されにくく、情報の利活用には情報リテラシーなどへの依存による制約があるという課題がありました。

「Society 5.0」の社会では、IoTによってあらゆるヒトとモノのつながりが深まり、さまざまな知識や情報が共有でき、今まで人が行っていた作業などの代行・支援をAI、ロボット等が行うことにより、情報リテラシーに関係なくICTの恩恵を受けられる社会の到来が期待されています。



出典：内閣府ホームページ (https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/)

(2) インターネットと大容量データ通信

近年、ICTを取り巻く環境は急速に変化を遂げ、SNSの普及や電子決済機能の拡大

とともに、スマートフォン・タブレット端末などインターネットへの接続機器の多様化が進みました。特に、スマートフォンの世帯保有率は、平成29年度に固定電話・パソコンを保有している世帯数を上回るまでに普及し、より身近なツールとなりました。

また、I o Tの進展によりあらゆるヒトとモノがつながることで、世の中に存在する膨大なデータをビッグデータとして蓄積・活用することが可能となり、これまでにない新たな価値やサービスを創出する可能性に注目が集まっています。

現在、高精細な動画などの大容量かつ多数の情報の通信が頻繁に行われており、インターネット上のデータ流通量は飛躍的に増大し続けています。今後、あらゆるヒトとモノが容易につながる新たな時代に移行しても、通信の超高速・多数同時接続・超低遅延が特徴の5G（第5世代移動通信システム）が実現していくことで、大容量のデータ通信であっても安定的な利用が期待されています。

（3）セキュリティ対策の必要性

スマートフォン・タブレット端末などの普及や通信技術の向上により、快適で豊かな生活をおくることができる一方で、ICTを起因とするリスクも増加しています。重要な個人情報を狙った不正アクセス等のサイバー攻撃の手法は複雑化かつ巧妙化しており、日常生活のさまざまな場面やあらゆる産業においてICTの利用を欠かすことのできない現代社会において、引き続き安心してICTを使うためのセキュリティ対策の必要性は高まっています。

そのため、今後新たに生み出されていくICTを安全に利用していくためには、想定されるリスクを十分考慮したうえで最適な技術を選択し、それに応じた必要なセキュリティ対策を講じていくことが重要です。

2. 国の動向

（1）国のICT政策の変遷

平成13年1月に施行された「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（「IT基本法」）」の理念を集中的に実行に移すため、「e-Japan戦略」が策定され、ブロードバンド等の基盤整備が急速に進められました。平成15年7月の「e-Japan戦略II」では、引き続きインフラの整備と利活用に重点を置いた取り組みが進められ、地方自治体には、電子自治体とワンストップ・ノンストップの行政サービスの実現への取り組みが求められていきました。

平成26年3月には、「世界最先端IT国家創造宣言」の策定を受け、「電子自治体の取り組みを加速するための10の指針」が示され、地方公共団体の電子自治体に係る取り組みを一層促進することを目的として、「番号制度の導入に併せた自治体クラウドの導入」、「大規模な地方公共団体における既存システムのオープン化・クラウド化等の徹底」や「ICT利活用による更なる住民満足度向上の実現」及び「CISO機能の明確化等、情報セキ

セキュリティに関する人材・体制の強化」など、情報システムの改革に関して地方公共団体における具体的な取り組みを掲げました。

(2) 官民データ活用推進基本法の施行

行政や民間が持つ大量のデータを適正かつ効果的に活用することで、急速な少子高齢化の進展への対応等の直面する社会課題を解決し、安心して暮らせる社会や快適な生活環境を実現するために、平成28年12月に官民データ活用推進基本法が施行され、官民データの適正かつ効果的な活用の推進に関する基本理念及び基本的施策が定められました。

基本的施策

- ① 手続における情報通信の技術の利用等（オンライン原則）
- ② 官民データの容易な利用等（オープンデータ）
- ③ 多様な分野における横断的な官民データ活用基盤の整備（システム改革、BPR、標準化）
- ④ 利用の機会等の格差の是正（デジタルデバイド対策）
- ⑤ マイナンバーカードの普及・活用計画、研究開発の推進、人材育成、普及啓発等
- ⑥ 国の施策と地方公共団体の施策との整合性の確保等

(3) 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画の策定

ITの利活用やデータ利活用を意識せず、その便益を享受し、真の豊かさを実感できる社会の実現のため、平成29年5月に「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が閣議決定されました。さらに、世界最先端デジタル国家の創造に向け、平成30年6月に計画内容の変更が閣議決定され、計画名称も「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」に変更され、ITを活用した社会システムの抜本改革として、5つの重点的な取組が示されました。

重点的な取組み

- ① 行政サービス改革（行政サービスのデジタル化、オープン化等）
- ② 地方のデジタル改革（クラウド導入、オープンデータ、キャッシュレス化、RPA等の活用等）
- ③ 民間部門のデジタル改革（手続コスト削減、データ流通環境の整備、デジタル化と働き方改革等）
- ④ デジタル改革プロジェクト（データ駆動型のスマート農水産業、データヘルス等）
- ⑤ 基盤技術、人材育成、体制拡充・機能強化（AIの社会実装、5Gネットワーク、高度人材育成等）

(4) デジタル手続法の施行

令和元年5月に成立し、同年12月に施行したデジタル手続法において、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠なデジタル化3原則

(デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ) を基本原則として明確化され、行政手続の原則オンライン化、添付書類の撤廃及びワンストップサービスの推進に取り組むことにより、「すぐ使えて」、「簡単で」、「便利な」行政サービスの実現を目指すとしています。

デジタル手続法の概要 (令和元年12月施行)

デジタル技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項等を定める。

○行政手続オンライン化法の改正

デジタル技術を活用した行政の推進の基本原則

- ① **デジタルファースト** : 個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ② **ワンスオンリー** : 一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③ **コネクテッド・ワンストップ** : 民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

行政手続のデジタル化のために必要な事項

行政手続におけるデジタル技術の活用

行政手続のオンライン原則

- 国の行政手続 (申請及び申請に基づく処分通知) について、**オンライン化実施を原則化** (地方公共団体等は努力義務)
- **本人確認や手数料納付もオンラインで実施 (電子署名等、電子納付)**

添付書類の省略

- **行政機関間の情報連携等**によって入手・参照できる情報に係る添付書類について、**添付を不要とする規定を整備** (登記事項証明書 (令和2年度情報連携開始予定) や住民票の写しなどの本人確認書類等)

デジタル化を実現するための情報システム整備計画

- オンライン化、添付書類の省略、**情報システムの共用化、データの標準化、APIの整備、情報セキュリティ対策、BPR等**

デジタルデバイドの是正

- デジタル技術の利用のための能力等の格差の是正 (高齢者等に対する相談、助言その他の援助)

民間手続におけるデジタル技術の活用の促進

- 行政手続に関連する民間手続のワンストップ化
- 法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、デジタル化を可能とする法制上の措置を実施

出典：首相官邸ホームページ

(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/hourei/pdf/digital_gaiyo.pdf)

(5) デジタル社会の実現

新型コロナウイルス感染症の拡大を通じて、社会が抱える様々な課題等が浮き彫りとなり、特に行政分野では給付金の受給申請手続・支給手続の遅れや混乱が生じるなど、デジタル化・オンライン化の課題が明らかとなりました。また、人の接触や移動が制限されるなか、テレワークやオンライン教育等の急速な普及により、社会の意識も変化が生まれ、多様で柔軟な働き方の導入等を検討する機運が高まっています。

国では、コロナの時代の「新たな日常」を構築していくため、今後IT基本法の全面見直しの検討をはじめ、デジタル化施策推進のための司令塔として「デジタル庁」を創設し、地方自治体、民間等と連携し、クラウド化、システムの共同・共通化、デジタルトランスフォーメーション(DX)等の推進によるデジタル化社会の実現に向けて取り組みを加速するとしております。

第2 策定の目的

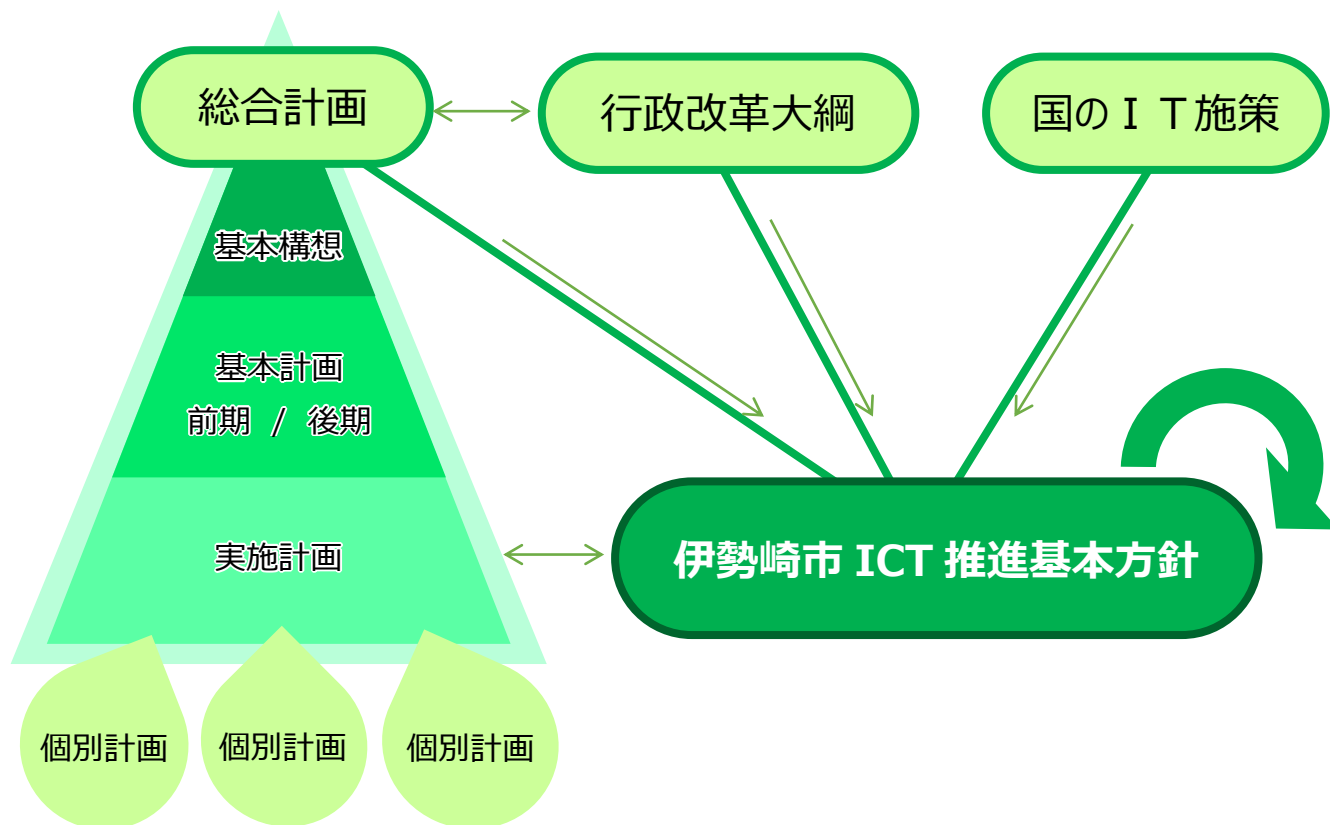
本市では、平成18年度に「伊勢崎市IT推進基本計画」を、平成27年度には「伊勢崎市ICT推進基本計画」を策定し、情報化に関する様々な施策について必要な投資を行うとともに、総合的に推進してまいりました。

この度策定する「伊勢崎市ICT推進基本方針」は、本市が進める情報化の方向性について、組織全体が一体となり職員一人ひとりが共通の認識を持ち、限られた財源からICTを効果的に活用した効率的な行政運営を推進するとともに、市民サービス向上のための情報化の推進に取り組むための方針を示すものです。

第3 方針の位置づけ

ICT分野における技術革新は目覚ましい速度で進歩し、国の戦略や社会情勢も変化しつづけており、長期計画の中にICTの活用に関する具体的な手法を示したとしても、事業実施の段階では考え方や手法が陳腐化する恐れがあります。

本方針は、最上位計画である「伊勢崎市総合計画」が示す将来都市像の実現に向け、各施策の実施段階においてより適したICTが柔軟に採用できるようにするため、本市におけるICT活用に関する基本的な考え方や取り組みの方向性を取りまとめたものです。



第4 基本方針

本方針は、ICTの積極的な活用を推進し、行政組織の生産性の向上や利便性の高い市民サービスの提供に加えて、適切なセキュリティ対策を講じていくため、「行政内部のICT推進」「市民との接点のICT推進」「ICT活用における信頼性の確保」の3つを柱とします。

1

行政内部のICT推進

持続可能な都市経営及び行政運営のため、効果的にICTを活用して行政の効率化・高度化を進め、行政事務の生産性向上を目指します。

2

市民との接点のICT推進

多様化する市民ニーズに対応した誰もが便利さ快適さを実感できる市民視点に立ったサービスを提供に努め、市民満足度向上を目指します。

3

ICT活用における信頼性の確保

本市が保有する情報資産、業務システム及びネットワーク基盤を適正かつ安全に管理するとともに、適切な情報セキュリティ対策を講じて信頼性の確保に努めます。

第5 取り組みの方向性

第4 基本方針で掲げた方針に基づく取り組みの方向性は以下のとおりです。なお、ICTの導入には多額の費用を必要とするものもあることからICTの潮流を的確にとらえ、費用対効果の検証を十分に行うとともに、情報セキュリティと業務効率・利便性とのバランスを見極めながら推進していきます。

方針1 行政内部のICT推進

行政のデジタル化を推進していくためには、ICTの効果的な利活用が不可欠です。常に最新の技術動向に関する情報を収集し特性を十分に理解するとともに、デジタル化の効果、課題を正しく捉え、費用対効果を考慮して戦略的に導入を進める必要があります。

(1) 新たなICTを活用した行政効率化の推進

行政サービスの向上や行政運営の効率化、さらには職員の新しい働き方や業務最適化の実現を視野に入れ行政事務全般のデジタル化を推進します。

画像や音声の認識、自動会話プログラム(チャットボット)、マッチング、ニーズ予測等の処理が可能なAIや、定型的・定例的な業務の省力化に有効なRPAの実装により、職員が市民への対応や、より高付加価値な業務に専念できる環境づくりのため、拡大する新たなICTの活用を推進します。

(2) 保有情報のオープンデータ化の推進

多種多様な主体がより多くのデータを容易に活用できるようにするため、国が策定したオープンデータ基本指針(平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)等をふまえ、本市が保有するデータのオープンデータ化をさらに推進します。

(3) クラウドの利活用と業務・システムの最適化

限られた人材、財政事情のなかで市民サービスの基盤となる情報システムに係るコストを抑制することは、自治体においてますます重要となり、国では情報システムを整備する際に、クラウドサービスの利用を第一候補にすることについて基本的な方針を定めています。クラウドサービスには、資産や保守体制等を自庁で賄わないことによる負荷やコスト削減に加えて、情報システムの迅速な整備、柔軟なリソースの増減、自動化された運用による高度な信頼性、災害対策、リモートワーク環境の実現等に寄与する可能性が大きく、クラウドサービスを利用することで様々な課題の解決が期待できるため、情報セキュリティの確保に努めながら取り組んでいきます。

また、単にシステム化・クラウド化を推進するのではなく、業務及びシステムの見直しや再構築の視点で最適化に努めてきます。

(4) 柔軟で新しい働き方の推進

職員の多様で柔軟な働き方対策の一環として、またコロナ禍での在宅での勤務であっても市役所内と同等の生産性及びセキュリティを確保したリモートワーク環境の整備を推進します。

方針2 市民と市役所の接点のICT推進

ICTの進展による市民生活や企業活動の変化に合わせて、市民サービスや情報を利用するための方法なども変化して行かなければなりません。市民や企業との接点のICT利活用を推進していくため、いつでも誰でもどこでも利用できるというICTの特性を最大限に活かし、市民の視点に立って取り組む必要があります。

市民生活がより便利で豊かになる反面、世代や経済的理由などによるインターネット利用の差や、インターネットを利用しない市民への対応については、サービスの低下を招かないよう十分に配慮してまいります。

(1) 行政手続のオンライン化

近年では「すぐに使える」「簡単・便利」等の利用者目線に立ったスマートフォン等の利用を前提とした民間サービスが急速に拡大し、場所や時間に縛られずに様々なサービスの享受や手続が可能となっています。

行政においても、民間サービスと同様にオンラインでの完結が求められているため、国の動向やマイナンバーカードの普及状況に注視して、各種手続等におけるオンライン化の原則、それに伴う情報システム改革・業務の見直しを推進します。

導入効果を高めるためには、紙からデータ、印鑑による決裁からシステムによる決裁等へのシフトなど、紙を中心とした業務を見直していくことが重要となります。

(2) マイナンバーカードの更なる活用

ICTを活用して行政サービスを向上するためには、マイナンバーカードを活用することがますます重要となります。

国ではマイナンバーカードのICチップ内に搭載した電子証明書機能を利用した健康保険証との統合をはじめ、今後は運転免許証等の各種カードの一元化に向けた検討を行っております。また、マイナポータルを活用した子育て、介護等のライフイベントの手続をオンラインで行える基盤を整備していますので、本市もマイナンバーカードの普及率や費用対効果に留意して市民の利便性向上につながる独自のサービスを研究していきます。

(3) 納付機会の拡大

海外で先行しているキャッシュレス化は、直接現金を使用しないことにより消費者に利便性をもたらすほか、事業者の経理処理の効率化にもつながり、経済全体への大きな効果が見込まれます。

本市も既存のコンビニ収納、クレジットカード払い以外にも、窓口や公共施設使用時の支払いにおける電子マネーやスマートフォンによる決済の導入について、費用対効果を勘案して公金の納付機会の拡充及び支払の簡素化を検討していきます。

方針3 ICTの活用における信頼性の確保

平成27年度のマイナンバー制度開始以降、事務処理等において特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）の取扱いが始まり、個人情報を適切に管理、保護するための情報セキュリティ対策の重要度は増しています。

また、近年巧妙化する標的型メールなどのサイバー攻撃に遭遇すると、大量の情報流出に発展する可能性が高まるため、迅速かつ的確に対応できる体制のもと関係機関と連携した定期的な訓練等を通じて信頼性の確保につなげていきます。

(1) 情報セキュリティの対策

本市では、「伊勢崎市情報セキュリティポリシー」に基づき、本市が保有する情報資産の機密性、可用性及び完全性を確保するため、組織的、物理的及び技術的な観点から情報漏えいを防止する対策を実施しています。

定期的に改訂が行われる国のガイドライン等を参考として、本市のセキュリティ対策の最新化を図っていきます。

(2) 情報セキュリティ監査の実施

情報セキュリティ対策全般の実効性を確保するためには、関連する部門と連携した内部監査を計画的に実施し、各所属における本市の情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認や個人情報、情報機器等の情報資産の管理・運用状況の確認が重要です。監査実施後には、対策結果の精査及び改善点をフォローアップするとともに、情報セキュリティポリシーの見直しについて検討するなどのセキュリティマネジメントサイクルを強化します。

(3) ICT人材の育成

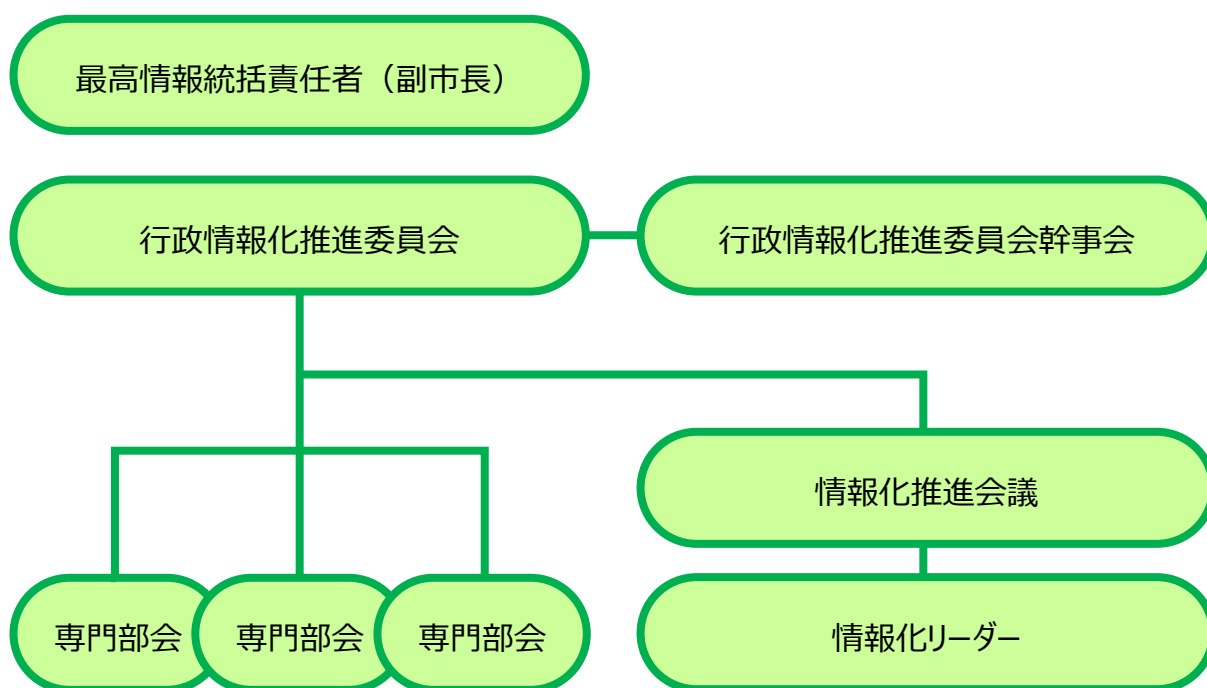
急速に高度化・多様化するICTを効果的に活用するためには、ハードウェアやソフトウェアの導入・整備を進めるだけでなく、それらを適正に使いこなせる発想力や多角的な視野を持つ人材の育成を含めた体制を確立することが重要です。

ICTの利活用や情報セキュリティの意識向上のための集合研修やオンライン研修(eラーニング)の定期的な受講のほか、若手・中堅職員で構成する庁内組織において新たな

ICTや最新のセキュリティ対策についても継続的に研究、検討を行います。

第6 推進体制

本方針に基づいてICTの利活用を推進するためには、持続的な推進体制が必要となります。本市では、情報化施策を総合的かつ計画的に推進するための全庁組織「行政情報化推進委員会」を設置しています。また、諸事項を協議する「幹事会」、各職場におけるICTの推進役を務める「情報化リーダー」、さらにはICTガバナンスを一層強化し強力に推進するため、情報化リーダーの中から部局ごとの代表を選出し、「情報化推進会議」を組織しています。情報化推進会議は、各部門のICT利活用を支援、推進するほか、本方針を組織全体で共有しICTガバナンスを徹底していく中核的な役割を担います。このほか、個別事案ごとに具体的な調査・研究を行う「専門部会」を適宜設置します。



用語解説

(アルファベット・五十音順)

- 5 G 第5世代移動通信システムをいい、あらゆるモノが繋がる I o T の進展に伴い、その基盤となる重要な通信ネットワーク。特徴として、「超高速」だけでなく、「超低遅延」「多数同時接続」が可能で、2020年から実現が期待されている。
- A I Artificial Intelligence の略。「人工知能」と呼ばれる。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。
- I o T Internet of Things の略。「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすること。
- S N S Social Networking Service (Site) の略。インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス（サイト）。誰でも参加できるものと、友人からの紹介がないと参加できないものがある。会員は自身のプロフィール、日記、知人・友人関係等を、ネット全体、会員全体、特定のグループ、コミュニティ等を選択の上公開できるほか、SNS 上での知人・友人等の日記、投稿等を閲覧したり、コメントしたり、メッセージを送ったりすることができる。
- オープンデータ 「機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ」であり「人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの」のことで、地理空間情報や安心・安全に関する情報、調達情報などを編集・加工が容易な標準的なフォーマットで、主にインターネットを通じて公開すること。
- クラウド クラウドコンピューティングの略。データサービスやインターネット技術等が、ネットワーク上にあるサーバ群（クラウド《雲》）にあり、ユーザーは今までのように自分のコンピュータでデータを加工・保存することなく、「どこからでも、必要な時に必要な機能だけ」利用することができる新しいコンピュータ・ネットワークの利用形態のこと。

情報セキュリティ	情報資産を安全に管理し、適切に利用できるように運営する経営管理のこと。適切な管理・運営のためには、情報の機密性・安全性・可用性が保たれていることが必要となる。
情報リテラシー	かつては情報機器や処理の仕組み、セキュリティ知識など、限定的な能力を現す言葉であったが、最近はその知識や経験に加えて、情報を取り扱う上での理解や判断力、結果や影響範囲を想像する能力、情報を収集・選択・整理・活用し効率的かつ効果的に目的を達成する能力のこと。
デジタルトランスフォーメーション (DX)	スウェーデンのエリック・ストルターマン教授が 2004 年に提唱した概念であるとされ、「ICT の浸透が、人々の生活をあらゆる面からより良い方向に変化させること」であるとされる。産業の領域において、従来の情報化・ICT 利活用では、既に確立された産業を前提に、その産業の効率化や価値の向上を実現するものであったのに対し、デジタル・トランスフォーメーション (DX) においては、その産業のビジネスモデル自体を変革していくもの。
電子証明書	信頼できる第三者 (認証局) が間違いなく本人であることを電子的に証明するもので、書面取引における印鑑証明書に代わるものと言えます。マイナンバーカードに記録されている電子証明書は 2 種類あり、署名用電子証明書はインターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用し、利用者証明用電子証明書はインターネットのウェブサイトやコンビニ等のキオスク端末等にログインする際に利用する。
ビッグデータ	利用者が急激に拡大しているソーシャルメディア内のテキストデータ、携帯電話・スマートフォンに組み込まれた GPS (全地球測位システム) から発生する位置情報、時々刻々と生成されるセンサーデータなど、ボリュームが膨大であると共に、構造が複雑化することで、従来の技術では管理や処理が困難なデータ群のこと。
標的型メール	不特定多数にばらまかれる通常の迷惑メールとは異なり、対象の組織から重要情報を窃取することなどを目的として、組織の担当者が業務に関係するメールだと信じて開封してしまうように巧妙に作り込まれたウィルス付メールのこと。

マイナンバーカード
マイナンバーカードは券面情報（氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー、本人の顔写真）による対面等での本人確認だけでなく、マイナンバーカードに搭載されている公的個人認証サービスを活用することにより、オンラインでの本人確認・本人認証を安全かつ確実に行うことができる。総務省では日常生活の様々な場面における官民のサービスの利便性向上のため、国、地方公共団体、民間においてマイナンバーカードの利活用を推進していく取組を進めている。

ロボット（RPA）
Robotic Process Automation の略。「RPA」と呼ばれる。人間がコンピュータで作業している定型業務をコンピュータにインストールしたソフトウェアロボットが業務の手順を記憶して、人間の作業を代行（自動化）する仕組みのこと。